

3 1 宗交第 1 3 号
平成 3 1 年 4 月 1 1 日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 吉田 剛 様

宗像市長 伊豆 美沙子
(総務部 交通対策課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成 3 1 年 4 月 2 日付け 3 1 宗監第 3 号で通知のあった標記の件について、別紙
のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（交通対策課）

定期監査実施日：平成30年 4月 9日

監査対象年度：平成29年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）フェリーおおしま中間検査修繕に関する事蹟について</p> <p>ア 仕様書において、受注者は、工程会議及び検査官指摘事項の報告書、検査手帳の写し、検査に要した手数料がわかる書類（納付書等）の写しを提出することと定めているが、該当する書類が確認できないので、漏れなく書類を徴されたい。</p> <p>イ 入札の手続きにおける質疑書に対する回答書が、入札に参加した一部の業者に送付した記録しか確認できないので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（2）乗船券確認業務委託に関する事蹟について</p> <p>ア 仕様書において、業務従事者に変更がある場合には、業務計画変更届を提出することと定めているが、報告書によると、届け出られていない者が業務に従事している月があるので、業務従事者の把握を徹底されたい。</p> <p>イ 受注者から発注者へ提出することを定めている書類において、担当者新規届の担当者の記載を誤っているもの、業務計画書の業務責任者及び業務を行う日の記載がないもの、工程表の記載が漏れているものが見受けられるので、書類受領時の確認を徹底されたい。</p> <p>（3）栈橋業務委託に関する事蹟について</p> <p>受注者から発注者へ提出することを定めている書類において、業務計画書の業務責任者及び業務を行う日の記載がないもの、工程表の記載が漏れているものが見受けられるので、書類受領時の確認を徹底されたい。</p>	<p>（1）フェリーおおしま中間検査修繕に関する事蹟について</p> <p>ア 仕様書に定めている、工程会議及び検査官指摘事項の報告書、検査手帳の写し、検査に要した手数料がわかる書類（納付書等）の写しについては、漏れがないように確認を徹底しています。</p> <p>イ 入札の手続きにおける質疑書に対する回答書は、入札に参加した全業者に送付し、記録を残すように改めました。</p> <p>（2）乗船券確認業務委託に関する事蹟について</p> <p>ア 業務従事者に変更がある場合には、確実に業務計画変更届を提出するよう受託者に指導し、業務従事者の把握を徹底しました。</p> <p>イ 担当者新規届の担当者の記載については、提出時に誤りがないように確認を徹底しています。業務計画書の業務責任者及び業務を行う日、工程表について記載漏れが無いように確認を徹底しています。</p> <p>（3）栈橋業務委託に関する事蹟について</p> <p>業務計画書の業務責任者及び業務を行う日、工程表について記載漏れが無いように確認を徹底しています。</p>

(4) 渡船ターミナル券売所窓口業務委託に関する事蹟について

ア 仕様書において、年始の業務時間に関する条件が定められているが、設計書にはその条件が反映されていないので、適正に事務処理されたい。

イ 仕様書において、業務従事者に変更がある場合には、業務計画変更届を提出することと定めているが、報告書によると、届け出られていない者が業務に従事している月があるので、業務従事者の把握を徹底されたい。

ウ 受注者から発注者へ提出することを定めている書類において、業務計画書の業務責任者及び業務を行う日の記載がないもの、工程表の記載が漏れているものが見受けられるので、書類受領時の確認を徹底されたい。

(5) 時間外勤務命令について

船員法第六十七条第一項には、船内に船員の労働時間、休日及び休息を管理するための帳簿を備え置くことと定められており、大島航路及び地島航路で運航している船舶には、それぞれ乗船記録簿が備え置かれている。大島航路の乗船記録簿には、大島航路の船員が地島航路に勤務した記録があるが、地島航路の乗船記録簿には該当する記録が確認できないので、適正に事務処理されたい。

(4) 渡船ターミナル券売所窓口業務委託に関する事蹟について

ア 仕様書の年始の業務時間に関する条件のとおり設計内容を改めました。

イ 業務従事者に変更がある場合には、確実に業務計画変更届を提出するよう受託者に指導し、業務従事者の把握を徹底しました。

ウ 業務計画書の業務責任者及び業務を行う日、工程表について記載漏れが無いように確認を徹底しています。

(5) 時間外勤務命令について

地島航路の乗船記録簿にも大島航路の船員が地島航路に勤務した記録を備えるように改めました。